

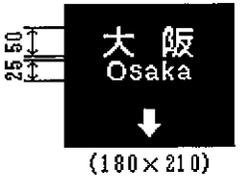
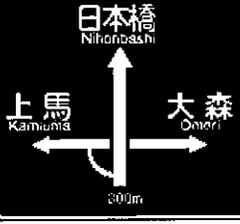
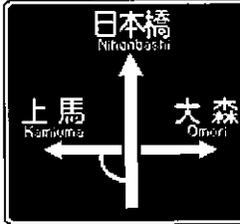
別表第二 (第三条関係)
案内標識

	柱の規格 市町村 (101) 	都府県 (102-A)
	都府県 (102-B) 	入口の方向 (103-A)
	入口の方向 (103-B) 	入口の予告 (104)
	方面、方向及び距離 (105-A) 	方面、方向及び距離 (105-B)
方面及び距離 (106-A)	方面及び距離 (106-B)	方面及び距離 (106-C)

別表 (第3条関係)
案内標識

都府県 (102-B) 	入口の方向 (103-A) 	
入口の方向 (103-B) 	入口の予告 (104) 	
方面及び距離 (106-B)		

柱の規格は条例の対象外

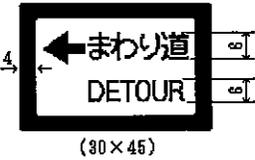
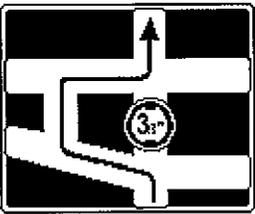
					
<p>方面及び車線 (107-A)</p>	<p>方面及び車線 (107-B)</p>	<p>方面及び方向の予告 (108-A)</p>	<p>方面及び車線 (107-A)</p>	<p>方面及び車線 (107-B)</p>	
					
<p>方面及び方向の予告 (108-B)</p>	<p>方面及び方向 (108の2-A)</p>	<p>方面及び方向 (108の2-B)</p>			
					
<p>方面及び方向 (108の2-C)</p>	<p>方面及び方向 (108の2-D)</p>	<p>方面及び方向 (108の2-E)</p>		<p>方面及び方向 (108の2-D)</p>	<p>方面及び方向 (108の2-E)</p>
					
<p>方面、方向及び道路 の通称名の予告 (108の3)</p>	<p>方面、方向及び道路 の通称名の予告 (108の4)</p>	<p>出口の予告 (109)</p>			<p>出口の予告 (109)</p>

<p>方面及び出口の予告 (110-A)</p>	<p>方面及び出口の予告 (110-B)</p>	<p>方面、車線及び出口 の予告 (111-A)</p>	<p>方面及び出口の予告 (110-A)</p>	<p>方面及び出口の予告 (110-B)</p>	<p>方面、車線及び出口 の予告 (111-A)</p>
<p>方面、車線及び出口 の予告 (111-B)</p>	<p>方面及び出口 (112-A)</p>	<p>方面及び出口 (112-B)</p>	<p>方面、車線及び出口 の予告 (111-B)</p>	<p>方面及び出口 (112-A)</p>	<p>方面及び出口 (112-B)</p>
<p>出口 (113-A)</p>	<p>出口 (113-B)</p>	<p>著名地点 (114-A)</p>	<p>出口 (113-A)</p>	<p>出口 (113-B)</p>	

著名地点 (114-B)	著名地点 (114-C)	主要地点 (114の2-A)			
主要地点 (114の2-B)	料金徴収所 (115)	サービス・エリアの 予告 (116-A)			サービス・エリアの 予告 (116-A)
サービス・エリアの 予告 (116-A)	サービス・エリアの 予告 (116-B)	サービス・エリア (116の2-A)	サービス・エリアの 予告 (116-A)	サービス・エリアの 予告 (116-B)	サービス・エリア (116の2-A)
サービス・エリア (116の2-A)	サービス・エリア (116の2-B)	非常電話 (116の2)	サービス・エリア (116の2-A)	サービス・エリア (116の2-B)	非常電話 (116の2)

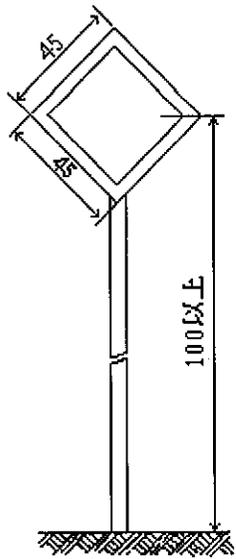
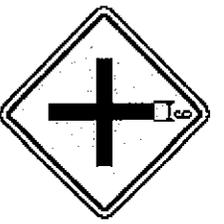
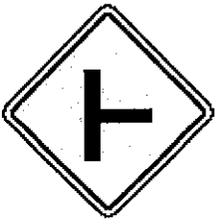
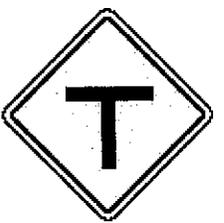
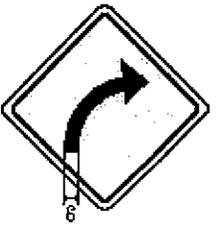
待避所 (116の3)	非常駐車帯 (116の4)	駐車場 (117-A)	待避所 (116の3)	非常駐車帯 (116の4)	駐車場 (117-A)
<p>(90×60)</p>	<p>(90×60)</p>	<p>(60×60)</p>	<p>(90×60)</p>	<p>(90×60)</p>	<p>(60×60)</p>
駐車場 (117-B)	登坂車線 (117の2-A)	登坂車線 (117の2-B)	駐車場 (117-B)	登坂車線 (117の2-A)	登坂車線 (117の2-B)
<p>(90×60)</p>	<p>(80×160)</p>	<p>(90×240)</p>	<p>(90×60)</p>	<p>(60×160)</p>	<p>(90×240)</p>
国道番号 (118-A)	国道番号 (118-B)	国道番号 (118-C)			
都道府県道番号 (118の2-A)	都道府県道番号 (118の2-B)	都道府県道番号 (118の2-C)	都道府県道番号 (118の2-A)	都道府県道番号 (118の2-B)	都道府県道番号 (118の2-C)

<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)</p>	<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)</p>	<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)</p>	<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)</p>
<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-C)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-D)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-C)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-D)</p>
<p>道路の通称名 (119-A)</p>	<p>道路の通称名 (119-B)</p>	<p>道路の通称名 (119-C)</p>	<p>道路の通称名 (119-A)</p>	<p>道路の通称名 (119-B)</p>	<p>道路の通称名 (119-C)</p>

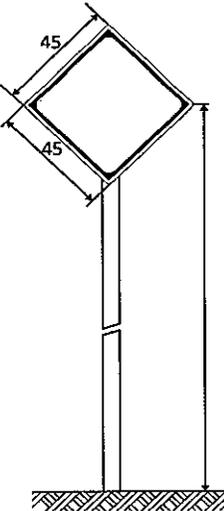
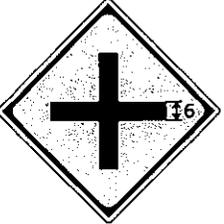
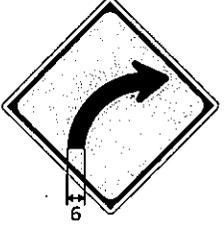
道路の通称名 (119-D)	まわり道 (120-A)	まわり道 (120-B)	道路の通称名 (119-D)	まわり道 (120-A)	
					
エレベーター (121-A)	エレベーター (121-B)	エレベーター (121-C)			
					
エスカレーター (122-A)	エスカレーター (122-B)	エスカレーター (122-C)			
					
傾斜路 (123-A)	傾斜路 (123-B)	傾斜路 (123-C)			

					
乗合自動車停留所 (124-A)	乗合自動車停留所 (124-B)	乗合自動車停留所 (124-C)			
					
路面電車停留場 (125-A)	路面電車停留場 (125-B)	路面電車停留場 (125-C)			
					
便所 (126-A)	便所 (126-B)	便所 (126-C)			
					

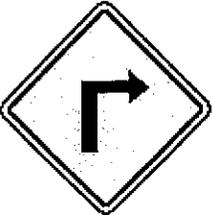
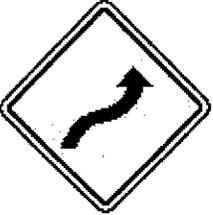
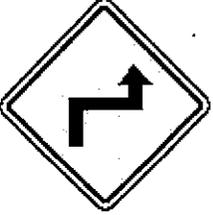
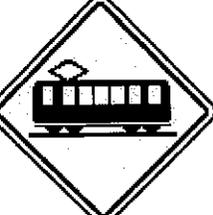
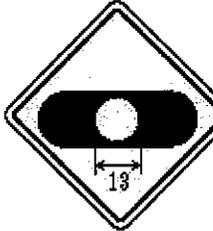
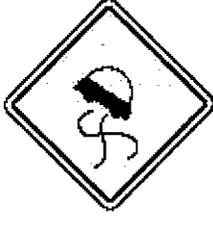
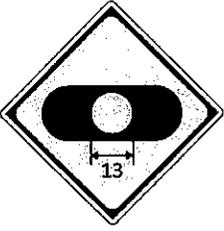
警戒標識

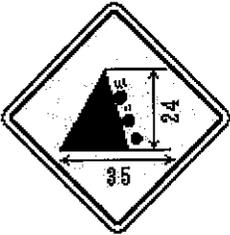
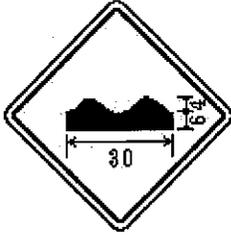
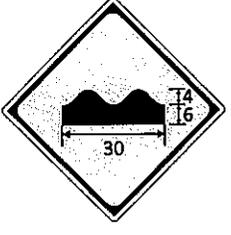
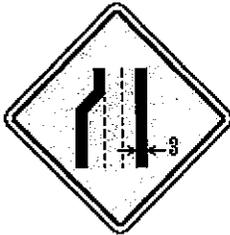
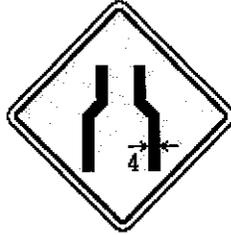
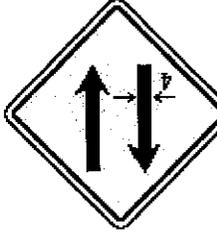
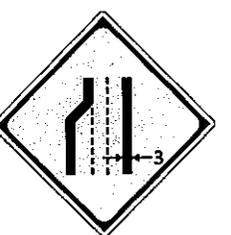
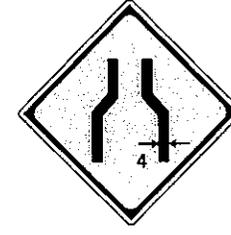
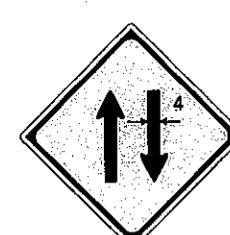
本標識板及び柱の規格	十形道路交差点あり (201-A)	T形 (又は└形) 道路 交差点あり (201-B)
		
	└形道路交差点あり (201-C)	Y形道路交差点あり (201-D)
		
ロータリーあり (201の2)	右 (又は左) 方屈曲 あり (202)	
		

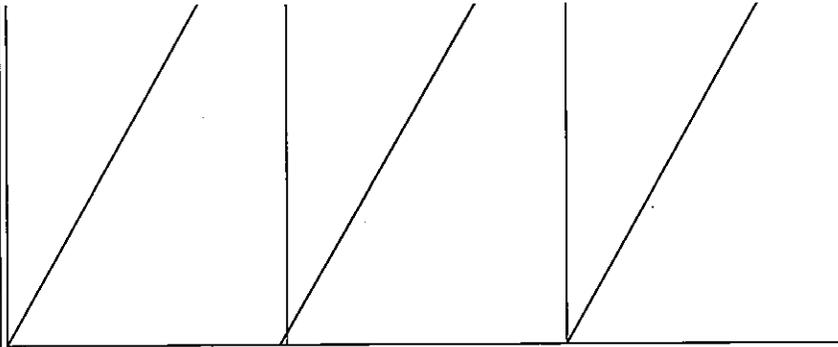
警戒標識

本標識板の規格	十形道路交差点あり (201-A)	
		
		右 (又は左) 方屈曲 あり (202)
		

柱の規格は条例の対象外

右（又は左）方屈折あり（203）	右（又は左）背向屈曲あり（204）	右（又は左）背向屈折あり（205）			
					
右（又は左）つづら折りあり（206）	踏切あり（207-A）	踏切あり（207-B）			
					
学校、幼稚園、保育所等あり（208）	信号機あり（208の2）	すべりやすい（209）		信号機あり（208の2）	
					
落石のおそれあり（209の2）	路面凹凸あり（209の3）	合流交通あり（210）	落石のおそれあり（209の2）	路面凹凸あり（209の3）	合流交通あり（210）

					
車線数減少 (211)	幅員減少 (212)	二方向交通 (212の2)	車線数減少 (211)	幅員減少 (212)	二方向交通 (212の2)
					
上り急勾配あり (212の3)	下り急勾配あり (212の4)	道路工事中 (213)			
					
横風注意 (214)	動物が飛び出すおそれあり (214の2)	その他の危険 (215)			

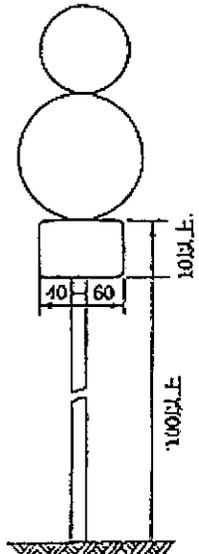


規制標識
(略)

指示標識
(略)

補助標識

補助標識板及び柱の規格



距離・区域 (501)

この先100m

ここから50m

市内全域

日・時間 (502)

日曜・休日を除く

8 - 20

車両の種類 (503-A)

大 貨

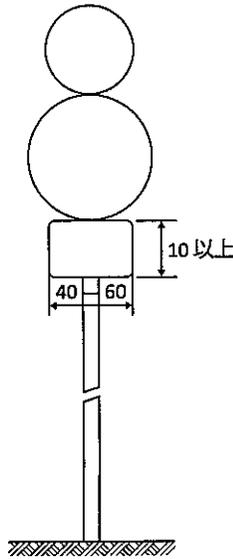
原付を除く

車両の種類 (503-B)



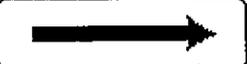
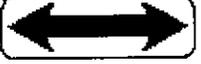
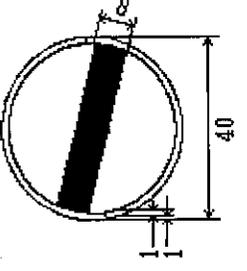
補助標識

補助標識板の規格



柱の規格は条例の対象外

規制標識及び指示標識に
附置する補助標識は条例の
対象外

	車両の種類 (503-C)	車両の種類 (503-D)
	 積 3 t	標章車専用
駐車余地 (504)	駐車時間制限 (504の2)	始まり (505-A)
駐車余地 5m	パーキング・メーター 表示時刻まで パーキング・チケット 表示時刻まで	
始まり (505-B)	始まり (505-C)	区間内 (506)
ここから	区 域 ここから	
区域内 (506の2)	終わり (507-A)	終わり (507-B)
区 域 内		ここまで
終わり (507-C)	終わり (507-D)	通学路 (508)
	区 域 ここまで	通 学 路
追越し禁止 (508の2)	前方優先道路 (509)	踏切注意 (509の2)

追越し禁止	前方優先道路	踏切注意			
横風注意 (509の3)	動物注意 (509の4)	注意 (509の5)			
横風注意	動物注意	注意			
注意事項 (510)	規制理由 (510の2)	方向 (511)	注意事項 (510)		
路肩弱し 安全速度 30 (30×30)	騒音防止区間 歩行者横断多し 対向車多し		路肩弱し 安全速度 30 (30×30)		
地名 (512)	始点 (513)	終点 (514)			
小諸市 本町	始点	終点			

備考

一 本標識板 (本標識の表示板をいう。)

(一) 標示
(略)

(二) 寸法

1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法 (そ

の単位はセンチメートルとする。以下同じ。)を基準とする。

- 2 高速道路等に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- 3 高速道路等に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。
- 4 高速道路等に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。
- 5 高速道路等以外に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
- 6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、「国道番号(118-A)」、「都道府県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(5に規定するところにより、図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍、又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- 7 高速道路等以外の道路に設置する「登坂車線」、「国道番号(118-B・C)」、「都道府県道番号(118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍にそれぞれ拡大することができる。

8 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

9 規制標識及び指示標識については、道路の設計速度、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

10 「車両進入禁止」を表示する規制標識の標示板については、横の直径が縦の直径の1.5倍以下である長円形の曲板を用いることができる。

(三) 色彩

(略)

(四) 文字の形

(略)

(五) 文字等の大きさ等

- 1 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- 2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114-B）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するものの以外のもので文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

- 3 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、2の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- 4 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
- 5 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
- 6 都市高速道路等に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。
- 7 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。
- 8 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示す

るものについては9ミリメートル、「国道番号（118-A）」、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「国道番号（118-B・C）」、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(2) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

(3) 規制標識

(略)

(4) 指示標識

(略)

(六) 車両の種類略称

(略)

二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

(一) 表示

(略)

(二) 寸法

1 図示の寸法を基準とする。

2 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

(三) ~ (五) (略)

三・四 (略)